

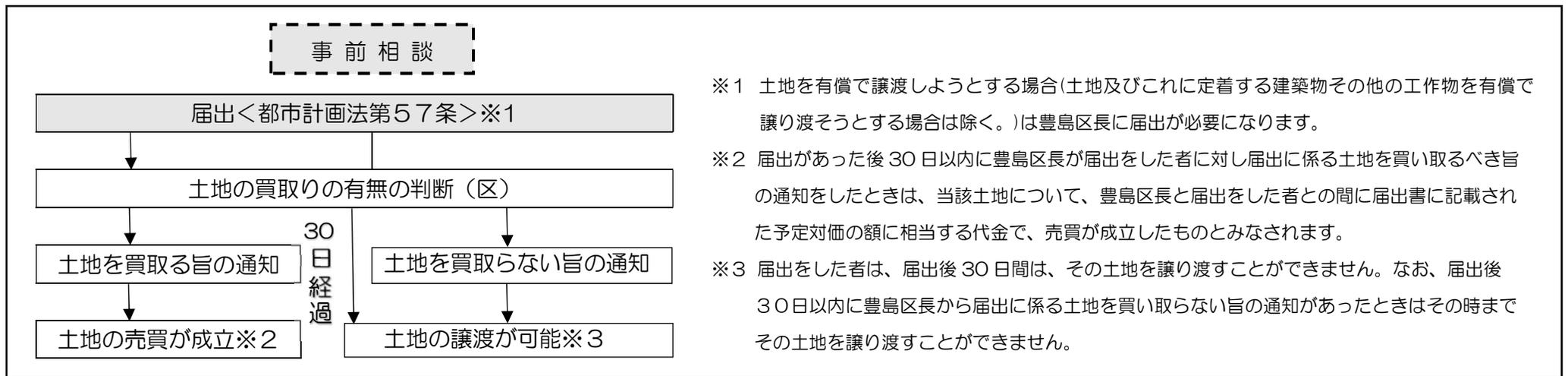
防災街区整備事業（池袋本町三丁目 20・21 番南地区）の都市計画法に関するお知らせ

当地区では、街区再編による都市基盤の整備と土地の合理的かつ健全な利用による建築物の不燃化・共同化により、地域の安全性、防災性の向上を図るとともに、住環境を保全するため、施行区域の約0.2ヘクタールについて防災街区整備事業を令和2年1月28日付で都市計画決定しました。

今後、当該防災街区整備事業の施行区域内で土地を有償で譲渡しようとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、都市計画法第57条に基づき、豊島区長に届出が必要になります。

なお、当該防災街区整備事業の施行区域内で建築物を建築しようとする場合は、都市計画法第53条に基づき、豊島区長の許可が必要になります。

■市街地開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出制度について（都市計画法第57条）



■お問い合わせ先及び許可・届出の窓口

○市街地開発事業（防災街区整備事業）の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出の受付（都市計画法第57条）

・都市整備部地域まちづくり課沿道推進グループ（豊島区役所本庁舎6階） 電話（3981）3449

○市街地開発事業の施行区域内における建築行為の許可申請の相談（都市計画法第53条）

建築確認申請される場合・・・都市整備部建築課意匠審査グループ（豊島区役所本庁舎6階） 電話（3981）4975

豊島区長 高野 之夫 様

年 月 日

譲り渡そうとする者	住所	
	氏名	⑩

都市計画法第57条第2項本文の規定に基づき、下記により届け出ます。

記

1. 譲り渡そうとする相手方に関する事項

譲り渡そうとする相手方	住所	
	氏名	

2. 土地に関する事項

所在及び地番	地目	地籍	当該土地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該土地に権利を有する者の氏名及び住所

3. 当該土地に存する建築物その他工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該建築物その他の工作物の所有者の氏名及び住所

4. 予定対価の額に関する事項

予定対価の額	円
--------	---

5. その他参考となるべき事項

--

(備考)

1. 「地目」の欄には、田、畑、宅地、山林等の区分により、その現況を記載すること。
2. 「地籍」の欄には、登記簿に記載された地籍（旧土地台帳法の規定の適用がある場合においては土地台帳に登録された地籍）を記載すること。実測地籍が知れているときは、当該実測地籍を「地籍」の欄にかっこ書きで記載すること。
3. 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
4. 「予定対価の額」の欄には、予定対価が金銭以外のものであるときは、その数量及び金銭に見積もった額を記載すること。
5. 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方、土地に存する所有権以外の権利を有する者又は、当該土地に存する建築物その他工作物の所有者が法人である場合においては、その氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
6. 譲り渡そうとする者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することが出来る。